

科学研究費助成事業 研究成果報告書

令和 6 年 6 月 25 日現在

機関番号：18001

研究種目：若手研究

研究期間：2020～2023

課題番号：20K13876

研究課題名（和文）米国における校長の評価と職能成長システムに関する調査研究

研究課題名（英文）Research on the evaluation and professional development systems for school principals in the United States

研究代表者

柴田 聡史（Shibata, Satoshi）

琉球大学・地域連携推進機構 地域共創企画室・准教授

研究者番号：40721882

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 2,700,000円

研究成果の概要（和文）：本研究の目的は、米国における学校管理職像の変容とそれに伴う評価制度や職能成長システムの動態を連邦主導の改革の展開において明らかにすることである。分析の結果、連邦政策において児童生徒の学業達成を重視した評価制度が求められる一方、専門職団体の立場からは、管理職の職能成長を目的とした、多様な指標に基づいた柔軟な制度が求められていることが明らかとなった。連邦政策を受けて、州レベルでは児童生徒の学業達成を主要な指標とする評価制度が導入され、その結果が職能成長だけでなく、異動や解雇といった待遇に結びついており、またそうした管理職の人材確保が多様な養成システムによって支えられている実態が明らかとなった。

研究成果の学術的意義や社会的意義

米国の校長をめぐる制度や施策を対象とする我が国の研究の多くは、校長免許状等の資格制度、大学院等での養成制度、学校経営における校長の役割分析を中心に行われてきた。本研究が明らかにした養成・採用後の校長の評価や職能成長の制度的な特質は、これまでの校長職をめぐる政策的・制度的な研究に新たな知見を加えるとともに、さらなる研究課題の創出に寄与するものである。我が国における今後の校長などの学校管理職の人材確保、キャリアの多様化・長期化を見据えるならば、任用後の評価や育成のあり方は重要な検討事項であり、本研究はそうした制度設計に向けた議論の素材や分析視角を提供するものである。

研究成果の概要（英文）：The purpose of this study is to clarify the transformation of the school administrator preparation and evaluation system in the United States in the development of federal-led reform. Some research results are below. The first is that while a federal policy calls for an evaluation system that emphasizes the student's academic achievement, from the standpoint of a professional organization, a flexible system based on diverse indicators aiming for professional development. The Second is that following the federal policy, some states introduce an evaluation system that use student academic achievement as a main indicator and use it for not only professional development, but also consideration of personnel decisions including transfer, salary and dismissal of principal. In addition, the securing of new principal is supported by various preparation systems.

研究分野：教育行政

キーワード：学校管理職 アメリカ合衆国 評価制度 職能成長

1. 研究開始当初の背景

1980年代以降、校長の学校経営責任やリーダーシップの重要性が問われる中で、米国では専門職団体を中心に校長の資質能力やその養成に関する議論が活発化し、各州の養成制度改革や養成プログラムの開発が進められていった。そこでは、学校の教授学習活動の改善を基軸とした、物的管理や家庭・地域との連携、学校の意思決定の共同化、組織としての学校の活性化などの多様な資質・力量が共通の枠組みであるとされた。

2001年の「どの子ども置き去りにしない法(No child Left Behind Act of 2001)」(以下、NCLB法)を契機に、学力テストの結果に基づくアカウンタビリティを理念とする政策が展開されるなかで、校長の資質や力量は生徒の学業成績(=テスト結果)の向上へと焦点化されていく。NCLB法の手法には当初から様々な懸念が示されてきたが、この方向性を強化することになったのが、2009年にオバマ政権下で実施された「頂点への競争(Race to the top)」(以下、RTTT)政策である。その主要施策の1つは、連邦からの競争的資金配分の要件として各州に対して生徒や学校のテスト結果によって教員や校長を評価し、処遇に反映する州法の制定を求めたことである。

RTTTが求めた評価制度は「効果(effective)」という概念に基づいており、それは端的にテスト結果の向上に対する「効果」を評価することを求めている。校長に求められる多様な資質や力量が「効果」によって矮小化されつつあり、さらに処遇と結びつけた評価制度によって校長の地位や身分を脅かしかねない状況にある(柴田聡史「NCLB法以降の学校管理職養成・評価システムの変容」北野秋男他編著『アメリカ教育改革の最前線-頂点への競争-』学術出版会、177-192頁、2012年。)

2011年に実施されたNCLB法義務免除(Waiver)政策は、NCLB法の厳格な義務から各州を解放するものであるが、その条件の1つとして「教員と校長の評価と支援システム」の確立を求めている。したがって、Waiverに申請する州は評価制度に加えて、職能成長等に向けた支援システムの構築が必要となった。一方、2015年に成立した「すべての子どもの成功への法(Every Student Success Act)」(以下、ESSA)では、NCLB法同様にテスト結果によるアカウンタビリティは維持するものの、州や学区の裁量を大幅に認める方向へ転換している。そこでは、実際の評価制度の設計においても州や学区に大幅な裁量が認められていくこととなった。

以上のように、NCLB法以降の連邦政策を契機に、各州は学力テストの結果を反映した校長評価制度の導入と職能開発システムの構築がなれば義務づけられた状況にある。こうした一連の政策を受けて各州では具体的にどのような評価制度を構築しているのか、評価と連動した職能成長の仕組みをどのように設計しているのかという点については、これまで十分に明らかにされていない。加えて、こうした動向に対してはステイクホルダーである専門職団体から懸念が表明されるなど、何をどう評価する/されるかをめぐっては課題や葛藤が生じているが、それらが制度設計にいかに関わるかという点も明らかにされる必要がある。

2. 研究の目的

以上の検討を踏まえ、本研究は、米国における校長像の変容とそれに伴う評価制度や職能成長システムの動態を、学力テストと厳格なアカウンタビリティに基づく連邦主導の改革の展開において明らかにすることを目的とする。具体的には第一に、校長に関する議論が本格化した1980年代から今日までの政策展開の中で、校長に必要な資質や力量や評価制度をめぐっていかなる論議がなされてきたかを明らかにする。第二に、連邦政策に伴って校長評価制度を導入した州の事例分析を中心に、制度の導入過程およびその特徴と課題を分析する。第三に、校長評価と連動して行われる校長の職能成長システムについて、事例分析を中心に制度的な特徴を解明する。

3. 研究の方法

上記の研究目的の達成に向けて、次の側面から研究を行った。

第一は、1980年代から今日までの連邦政策の展開の中で、学校管理職に必要な「資質」がどのように変化してきたのかを、連邦政府と専門職団体(全米初等学校長協会、全米中等学校長協会、全米教育長協議会等)の議論の両面から明らかにする。1980年代を起点とするのは、一連の改革が本格化するともに、専門職団体が管理職の資質に関する専門職基準を策定し、養成システムの見直しを求めるなど、管理職をめぐる論議が高まる時期であるためである。国内における資料収集とともに、連邦政府機関や専門職団体を対象に調査・資料収集を行い、連邦政策、特にNCLB法やRTTTをめぐる議論の再検討とそれに対応する各州の政策動向の整理を行う。

第二は、RTTTに伴って管理職評価制度を導入した州(例えばマサチューセッツ州、カリフォルニア州、ニューヨーク州)を対象とする事例分析を中心に、管理職の養成制度あるいは評価制度の特徴と課題を検討する。各州で進展する学校管理職の養成制度改革や評価制度構築の動態を明らかにするため、州政府機関や養成機関での調査・資料収集を行い、養成・評価システム改

革の実態と課題を明らかにする。

4．研究成果

本研究の成果として以下の点が明らかとなった。

連邦政策および全米レベルの関係機関における議論の分析から、一連の連邦政策においては、児童生徒の学業達成を導くことを念頭に「教育上のリーダーシップ・スキル」を校長に求められる資質として捉え、その成果についてはスタンダードテストを中心とした学力向上が主要な指標とされていることが確認された。専門職団体については、特に全米初等学校長協会（NAESP）と全米中等学校長協会（NASSP）において、それぞれ連邦主導で進行する現在の教員・管理職政策を踏まえ評価制度の在り方について検討がなされていることが確認された。そこでは、専門職団体の立場から管理職の今後の資質や役割について、児童生徒の学業達成の重要性は指摘しつつ、そこに集約することのない多方面での管理職の役割が示され、特にその職能成長に向けた適切なサポートの必要性が提示されている。こうした議論は、専門職団体の立場から今後の制度改革に向けた方向性を提示するものであるとともに、その前提としての管理職の今日的な資質・役割を検討するものであった。さらに、全米初等学校長協会（NAESP）と全米中等学校長協会（NASSP）は、評価制度のあり方について2011年に共同プロジェクトを立ち上げ、評価制度の枠組みについて提言を行っている。そこでは、専門職団体の立場から管理職の今後の資質や役割を踏まえて、評価制度が校長によって校長自身のために作られること、職能成長の一環として行われること、経験の違いに応じて柔軟であること、職務の向上と関連づけること、多様な指標に基づくことなどを示していることが明らかとなった。

州レベルの事例分析では、以下の点が明らかとなった。マサチューセッツ州では2011年に新たな評価制度が導入されており、そこでは、教育上のリーダーシップ、学校の管理運営上の基準、地域や家庭の参加に関する基準といった観点と、児童生徒の学力達成に対する影響度という観点を組み合わせた評価がなされ、特に後者の観点が重視されていることが明らかとなった。また評価結果に基づく研修プログラムも合わせて構築されており、職能成長に繋がる制度設計がなされている。

カリフォルニア州において専門職団体によって実施されている校長養成プログラムの内容を分析し、その特徴を検討した。カリフォルニア州学校管理職協会（ACSA）はカリフォルニアの初等学校管理職協会や中等学校管理職協会などの学校指導職・教育行政官などの関係団体を傘下に収める組織であり、管理職の資格や養成に関して州教育局や州教員免許委員会の各種委員会のメンバーとして参加し、専門職基準の策定など州の政策立案に関わっている。ACSAは、自身が策定に関わった基準に基づき、団体のネットワークを活かして州内各地で実践に基づく養成プログラムを展開している。こうした動向は、基準の作成とそれに基づく養成プログラムの実施により、自職への新規参入者の資質の維持・向上を図るものと捉えられる。

ニューヨーク州においては、大学や学区、校長を対象に評価制度をめぐる課題について聞き取り調査を行った。同州では2010年に児童生徒の学力達成に対する影響度を観点とする新たな評価制度が導入されており、そこでは評価結果に基づいて報償が与えられる一方で異動や解雇も可能となっている。その結果、管理職の人材の流動性が高くなっており、新たな人材が大学院等を経ない早期の養成プログラムであるオルタナティブ・ルートによって確保されるとともに、解雇が行われた際に、その処分の正当性をめぐる問題が生じている実態が確認された。

以上のように、連邦レベルでの管理職の資質論議の整理と、州レベルでの養成制度や評価制度の動態について検討を行ってきたが、これらを踏まえ、資格と養成、評価と職能成長といった管理職のキャリアに関わる一連の制度が、現在の改革動向の中でいかなるコンセプトのもとに個別的にあるいは一体的に構築・運用されているのか、またそうした制度設計に専門職団体がどのように関わって自職の専門職性を担保しているのかといった観点から、今後さらに検討を進めていくことが必要である。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計1件（うち査読付論文 1件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 0件）

1. 著者名 柴田聡史	4. 巻 特別号
2. 論文標題 「学び直し」推進政策の展開と特徴	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 日本教育制度学会紀要 - 教育制度学研究の成果と展望 -	6. 最初と最後の頁 168-184
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計0件

〔図書〕 計2件

1. 著者名 本図愛実、百合田真樹人、吉田美穂、齋藤亘弘、林 寛平、柴田聡史	4. 発行年 2023年
2. 出版社 ジダイ社	5. 総ページ数 182
3. 書名 日本の教師のウェルビーイングと制度的保障	

1. 著者名 大桃 敏行、背戸 博史、荒見玲子、後藤武俊、柴田聡史、下村一彦、高橋哲、広井多鶴子、宮口誠矢	4. 発行年 2020年
2. 出版社 岩波書店	5. 総ページ数 240
3. 書名 日本型公教育の再検討	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8 . 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------